

「複合姓」の導入で家族一体も維持可能（試案）

（京都産業大学名誉教授） 所 功

ふつう「名（苗）字」とも「家名」ともいわれる「氏（姓）」は、現行「民法」七五〇条に、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と定められている。これ自体、結婚の際に夫と妻で話し合い、どちらかの氏を選び定めるのだから、決して男女平等に反するわけではない。

ただ、実態としては、長らく男性中心の慣習が続き、今なお七割以上の新婚者が夫の氏を選んでいく。それによって、子供（兄弟姉妹）も同じ氏で親子一体の家族となるが、妻の氏（姓）は戸籍から消えて公的に名乗れない。そこで近年、社会活動の不便を減らすため、旧姓を通称として使用できる措置が拡大している。

この点、八十歳代の私などは、これで良いと考えているが、すでに平成三年（一九九一）法制審議会の答申もあって「選択的夫婦別姓制度の導入」への関心が高まり、今や国会でその法制化が課題となっている。それは「選択的」だから、従来どおり夫婦同姓を選べるが、今後は夫婦別姓を選んでも公認されるので、賛成する（反対しない）という人が多い（少くない）。しかしながら、これは夫と妻が別姓になれば、その子たちが父か母と別姓になってしまうのだから、子々孫々のため余程慎重でなければならない。

そこで、門外漢の私が思い付いた一案は、新しい「複合姓（氏）」（ダブルネーム）の導入である。現行の複合姓は、日本人と外国人が結婚する場合、原則的に日本人を筆頭者とする戸籍が作られ、外国人は戸籍の中に身分を記載されるにすぎない。しかし、「外国人との婚姻による氏（姓）の変更届け」を家庭裁判所へ出す際に「複合姓（氏）」を届け出て認められたら公的に使用することができ、その子供（兄弟姉妹）も同一の複合姓で戸籍に記載される。

ただ、これは国際結婚に限られている。それを法改正して、日本人の男性と女性でも、結婚の際に希望すれば、「複合姓（氏）」を戸籍に記載して公用できるようにする。その組み合わせは、夫婦の話し合いにより、どちらを先にしてもよいから、法的に対等（イコール）である（たとえば、わが家の場合、「所Ⅱ菊池」でも「菊池Ⅱ所」でもよい）。ただ、その子たちが将来結婚する時は、話し合って父か母の旧姓と配偶者の姓（氏）を組み合わせることで、無闇に長くない措置をとるほうがよいであろう。

これはあくまで素人の試案にすぎないが、夫婦も親子も一体の家族を維持しやすい選択肢の一つとして、ご検討いただけたらありがたい。

（令和七年一月二十五日初天神）